

令和 5 年 8 月 25 日
記者発表資料
(県政・厚木記者クラブ同時発表)

厚木精華園職員による利用者への虐待について

県立障害者支援施設「厚木精華園」(指定管理者:社会福祉法人かながわ共同会)の職員が利用者を引き倒すなどの行為を行い、本日自治体から園に対して虐待認定がされたことが伝えられました。障がいのある方が安心安全に過ごす施設として絶対にあってはならない行為であり、県と指定管理者は、再発防止に全力で取り組んでまいります。

1 概要

- 令和5年4月28日午前 10 時過ぎ、厚木精華園で生活支援にあたる男性職員が、利用者(80代男性)の行動を制止しようとする中で、床に引き倒すなどの行為があり、この場面を目撃していた職員が同園幹部職員に報告しました。
- 園は見守りカメラの映像確認や当該職員へのヒアリング調査により事実を確認し、同日、当該利用者に係る支援費の支給を決定した自治体に、障害者虐待防止法に基づき通報しました。
- 通報を受けた自治体では、職員が自身の腕を当該利用者の脇の下に入れて首に手を回し、ゆっくりと床に引き倒したこと、また倒されて横になっている当該利用者に対してこぶしを振り上げ威嚇したことは、身体的虐待及び心理的虐待にあたりと判断し、本日、同園に改善指導が行われました。

2 県及び指定管理者の対応

- 県は、他の利用者と同様の行為がないかなど、随時モニタリングを実施し、原因究明や再発防止に向けた取組を進めています。
- 指定管理者は、利用者保護のため、当該職員を自宅待機にするとともに、所属調査を実施し、原因究明や再発防止に向けた取組を進めています。

※厚木精華園について

【施設の概要】主として、高齢で知的障害のある方に対する支援を行う障害者支援施設
【所在地】厚木市上荻野4835-1 【定員】入所 112 名(うち短期入所2名)



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がいの社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
課長 高橋 電話 045-210-4702
運営指導グループ 岸岡 電話 045-210-4705

